

令和5年12月24日

屋外利用団体 様

体育施設(三潆・城島地域) 指定管理者
九州ビルサービス・シンコースポーツグループ

城島ふれあい広場・テニスコート

雨天時の施設キャンセル及び還付について

平素より体育施設(三潆・城島地域)をご利用いただき、誠にありがとうございます。
この度、屋外施設の雨天時キャンセル及び還付について、一定の基準を設けさせていただきました。
ご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

記

1. 施設のキャンセルについて(雨天・天災 等)

- ・久留米市体育施設条例 第18条 即納の使用料は還付しない。
- ※但し、使用者の責めに帰することのできない理由により使用する事が出来ない時は還付とする。
- ・施設の雨天キャンセルは、使用日の前日(9:00~20:30)から受付ける事が出来ます。
- ※管理者から主催者へ雨天還付について連絡する事はありません。雨天キャンセル及び還付申請を行う際は、必ず主催者から管理者へ連絡をお願い致します。
- ・主催者の独断によるキャンセルは、自己都合キャンセルの為、体育施設条例第18条の通りとなります。

2. 還付対象の判断基準

- ・日本気象協会の天気予報サイトを用いて判断します。
- ・降水確率50%及び降水量1mm以上の場合、雨天キャンセルとして受付けます。

以上